

策 定 日：2020年6月10日

計 画 期 間：2020年9月1日～2021年8月31日

目 標：次世代育成支援対策

- ①育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
- ②従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組
- ③管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修
- ④労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入
- ⑤育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の通知
- ⑥所定外労働の削減のための措置の実施
- ⑦年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
- ⑧若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

目標を達成するための方策及び実施時期：

- ①規定に関する社内全体会議の際の周知(2020年9月～)
- ②女性向けのリクルートパンフレット作成・配布(2020年9月～)
- ③社外研修の斡旋・参加支援(2020年9月～)
- ④・⑤制度に関するパンフレットの作成・配布、社内全体会議の際の周知(2020年9月～)
- ⑥端境期における休日取得の推進、適正な業務振り分け(2020年9月～)
- ⑦年次有給休暇の取得目標日数設定(2020年9月～)
- ⑧インターンシップや応募前職場見学を随時実施中。トライアル雇用を積極的に活用し、未経験の若年層の採用に繋げ、また業務に関する教育や研修を充実させる(2020年9月～)